

令和5年度「春の大卒者等合同企業説明会 in よこて」開催要領

1 目的

2024年度に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）を卒業・修了予定の学生（以下「新卒者」という。）等を対象に市内企業研究の機会を設けることにより、学生の職業観の育成と市内就職を促進するとともに、市内企業の人材確保を支援する。

併せて、2023年度に大学等を卒業・修了予定の学生及び既に大学等の卒業後3年以内程度の者（以下併せて「既卒者等」という。）を対象とした面接選考の機会を設ける。

2 主催

横手市、秋田県平鹿地域振興局、横手雇用開発協会、ハローワーク横手

3 開催日時及び会場

日時： 令和6年2月21日（水） 午後1時30分～午後4時
（受付 午後0時30分～）

会場： 横手セントラルホテル ラポート2階 翔光の間（横手市平和町9-10）

4 実施内容

- (1) 企業担当者による企業概要の説明等
- (2) 希望者に対し会社内見学の事前日程調整
- (3) 希望者に対する先輩社員との面談
- (4) 個別相談、アドバイス、情報提供等
 - ① ハローワーク職員による就職相談、jobtagでの検索指導、アドバイス等
 - ② 企業案内及び市内就職に関する情報提供
 - ③ その他横手市での暮らしに関する各種情報提供

5 参加条件

- (1) 参加費用
学生等、企業ともに参加費用は無料とする。ただし、会場までの交通費は参加者の負担とする。
- (2) 学生等の条件
参加対象は原則として新卒者及び既卒者等とするが、それ以外の学生の参加も差し支えない。ただし、既卒者等以外の者は企業の面接選考を受けることができない。

(3) 企業の条件

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 横手市に就業場所があること。
- ② 新卒者又は既卒者等を採用する予定があり、開催日前までにハローワークに求人票を提出する予定であること。
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、若者雇用促進法に基づくハローワークの新卒求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ 自社のHPに説明会の告知並びにリンクを貼り付けること。

6 学生の参加申込み

(1) 参加申込みの方法

参加を希望する学生は、あらかじめ「企業訪問カード」の様式を横手市ホームページ内の「横手市合同企業説明会」からダウンロードし、必要事項を記入の上、当日受付に提出すること。なお、「企業訪問カード」の様式は当日会場にも備え付ける。

なお、上記実施内容の「会社内見学の事前日程調整」及び「先輩社員との面談」を希望する学生は事前申し込みが必要となる。(2)の期限までに、横手市ホームページ内の希望申込みフォームより、申し込みを行うこと。

(2) 事前申込期限

令和6年1月31日(水)

7 企業の参加申込等

(1) 参加申込方法

参加を希望する企業は、横手市ホームページ内の「横手市合同企業説明会」から参加申込書をダウンロードし、(2)の参加申込期限までに、ハローワーク横手学卒業業務担当電子メールあてに送信すること。なお、参加申込が確定した企業に対してはハローワーク横手から令和5年12月28日(木)までに「受付票」を参加事業所のメールアドレスあてに送信する。

(2) 参加申込期限

令和5年12月20日(水)

ただし、申込多数の場合は、期限前に締め切ることがある。

(3) 参加申込先

ハローワーク横手学卒業業務担当あて (TEL 0182-32-1165)

送信先 E-mail hwyokotegaku@mhlw.go.jp

(4) 企業情報の事前提供

参加申込みを提出する企業は、横手市ホームページ内の「横手市合同企業説明会」

から、「企業概要シート」をダウンロードし、必要事項を記載したうえで、「参加申込書」の提出に合わせ令和5年12月20日（水）までに、電子メールにより横手市商工労働課に提出すること。

横手市商工観光部商工労働課あて (TEL 0182-32-2115)

送信先 E-mail shoko@city.yokote.lg.jp

8 参加企業情報の公開

(1) ウェブサイト等掲載の承諾

参加企業は、参加申込をした時点で「企業概要シート」等の記載内容について、主催者が所有する各種ウェブサイト、SNSツール及び当日配布資料への掲載を承諾したものとす。

(2) 記載内容の変更等

参加企業は、「企業概要シート」等の記載内容に変更又は修正が生じた場合は、速やかに横手市商工労働課へ連絡すること。

9 採用選考に関する遵守等

参加企業は、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方（令和5年5月9日）」の内容を遵守すること。

また、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ、既卒者についても卒業後少なくとも3年間は新卒採用求人に応募できるよう願います。

10 企業の参加辞退

参加企業は、やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに7（4）の問い合わせ先に電話により連絡すること。ただし、開催日の7日前以降の辞退は、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため厳に慎むこと。

11 その他

この要領に定めがない事項については、主催者において適宜判断し決定する。